

葛巻町農業委員会
第36回総会議事録

1 日 時 令和3年6月22日(火) 午後2時00分から午後2時45分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

4 出席委員

① 深 澤 進 ② 門 場 政 一 ③ 藤 森 康 隆

④ 藤 岡 俊 策 ⑤ 川 崎 美由起 ⑥ 久 保 淳

⑦ 落 宰 勝 ⑧ 南 坂 スガ子

5 欠席委員

⑧ 星 野 順 子

6 議事録署名委員

② 門 場 政 一 ③ 藤 森 康 隆

7 書記(農業委員会事務局)

松 浦 利 明 (事務局長) 松 尾 さゆり (主 幹)

事務局長 お疲れ様でございます。総会前に、本日開催された、農地小委員会の内容について、農地小委員会 芳田小委員長よりご報告いただきます。

小委員長 令和3年度第1回葛巻町農業委員会農地小委員会を開催したので、葛巻町農業委員会会議規則第65条の規定により報告書を提出します。

本日午後1時30分から役場第4会議室で第1回農地小委員会を開催しております。

協議事項は、「遊休農地の状況について」「農地パトロールの実施について」「農地の日の取り組みについて」でございます。

出席委員は、推進委員11名と深澤会長、事務局3名でございます。

裏面をご覧ください。遊休農地の状況については、A分類 再生が可能な荒廃農地でございますが、令和元年度の29,949㎡に対し、令和2年度は34,904㎡となっております。4,955㎡増加しております。

次に、B分類 再生利用が困難と見込まれる農地は、令和元年度の161,564㎡に対し、令和2年度は181,549㎡となっており、19,985㎡と増加しております。

続きまして、本年度の農地パトロールについてですが、事前調査を6月下旬から7月中旬に行って、農地パトロールを7月20日の火曜日に実施したいと思います。

農地の日の取組として、6月28日からのぼりの設置を行います。

また、7月号の広報「くずまき」に農地関連の内容を掲載します。

遊休農地解消活動として、7月26日に菜種の収穫と9月に菜種の播種を本年度も実施いたします。

その他として、遊休農地の解消に関する調査・研究並びに実証展示に向けた取組みなどの検討は、今後も継続事項といたします。

以上、農地小委員会の会議内容について報告いたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、葛巻町農業委員会第36回総会を進めさせていただきます。

初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思います。

よろしく願います。

【あいさつ】

会 長 ご苦労様です。

6月下旬に入りまして、令和3年度も半分を過ぎていきました。

私たちの任期の8月19日まであと2ヶ月となりました。数名退任されるということです。

今、芳田小委員長から報告がありました。7月に行事が予定されております。菜種の収穫であったり農地パトロール、最後までよろしくご協力お願いしたいと思います。

【開会】

議 長 それでは、総会に入ります。

ただ今から、葛巻町農業委員会第36回総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名中8名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

なお、8番星野委員から欠席の申し出がありましたので報告いたします。

本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

《日程第1》

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、2番門場会長職務代理者、3番藤森委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の松浦事務局長と松尾主幹を指名いたします。

《日程第2》

議 長 次に、日程第2「会期の決定」を行います。

議長

会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

議長

《日程第3》

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長
主幹

松尾主幹。

はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容	出 席 者
5月24日(月)	盛岡地方農業委員会連絡協議会会長会議 (盛岡市 盛岡市役所都南分庁舎)	深澤会長 門場会長職務代理者
5月25日(火)	葛巻町農業再生協議会総会 (役場 第4会議室)	深澤会長 松浦事務局長
5月27日(木)	葛巻町畜産クラスター協議会通常総会 (役場 第4会議室)	深澤会長 松浦事務局長
5月28日(金)	盛岡地方農業農村振興協議会通常総会 (盛岡市 岩手県公会堂)	書面決議
6月2日(水)	葛巻町農業委員候補者選考委員会 (役場 第2会議室)	松浦事務局長 松尾主幹
	農業者年金業務担当者会議・研修会 (盛岡市 サンセール盛岡)	吉田係長
6月15日(火)	現地確認調査 (町 内)	藤岡委員 南坂委員 松浦事務局長 吉田係長
	第63回常設審議委員会 (盛岡市 エスポワール)	松尾主幹
6月17日(木)	農地事務担当者研修会 (盛岡市 勤労福祉会館・オンライン)	松尾主幹 吉田係長(オ) 八重樫事務員(オ)
6月18日(金)	葛巻町農業者年金協議会第1回役員会 (総合センター 保険相談室)	深澤会長 松浦事務局 松尾主幹 吉田係長

議長

以上でございます。

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】
ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

議 長 《日程第4》
次に日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。
事務局より議案の説明を求めます。

議 長 【主幹 挙手】
松尾主幹。
議案書は、1ページをご覧ください。
今月の農地法第3条の許可申請は2件です。
1件目の、●●●●●の畑1筆563㎡は、●●地区の●●●さん所有の農地で、●●●地区の●●●さんと使用貸借するものです。
申請の位置図は、6ページをご覧ください。
2件目の、●●●●●の畑1筆1,897㎡は、●●地区の●●●●●さん所有の農地で、●●地区の●●●さんと使用貸借するものです。
申請の位置図は、12ページをご覧ください。
この2件の農地は、今まで●●●●さんが耕作していた農地でしたが、離農したため、●●●さんが借り受け耕作を引き続き行っていくというものです。
2ページと8ページの調査書に記載しておりますが、今後も農地として活用が図られることから、何も問題はないものと思われます。
なお、地区担当の端坂推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。
以上、でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を4番 藤岡委員にお願いします。

議 長 【4番 藤岡委員 挙手】
藤岡委員。
現地確認結果を報告します。
この案件は、使用貸借権を10年間設定するものです。
申請のあった1番及び2番の土地は、いずれも牧草地として利用されておりました。よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないものと判断いたしました。

議 長 以上で説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】
挙手全員です。
よって、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長 《日程第5》
次に日程第5「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意

- 見の決定を求めることについて」を議題に供します。
事務局より議案の説明を求めます。
- 【主幹 挙手】**
- 議主 長 松尾主幹。
議案書は14ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は1件です。
●●●●●●●●●●が露天駐車場として使用するため、所有権移転するものでございます。永久転用となります。
農地の所在は●●第●地割字●●で、●●●●の●●●●●●●●●●さん所有の畑1筆1,100㎡でございます。申請地の位置につきましては18ページをご覧ください。配置図は、20ページをご覧ください。
調査書は15ページをご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。
なお、地区担当の高家推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。
以上でございます。
- 議 長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を9番 南坂委員にお願いします。
- 【9番 南坂委員 挙手】**
- 議 長 南坂委員。
9 番 現地確認結果を報告します。
この案件は、●●●●●●●●●●が、露天駐車場として使用するため、農地を取得し、永久転用するものでございます。
申請地は、周辺が住宅地が多い場所にあり、現在、牧草地が作付けされておりましたが、収穫はされず、放置されている状態でした。
また、駐車場の利用地として、必要最小限であることを確認しました。
よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないものと判断いたしました。
- 議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。
- 【「なし」の声】**
- 議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 【「異議なし」の声】**
- 議 長 異議なしと認め、採決に移ります。
議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。
- 【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員です。
よって、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。
- 《日程第6》**
- 議 長 次に日程第6「議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。
事務局より議案の説明を求めます。
- 【主幹 挙手】**
- 議 長 松尾主幹。

主 幹 議案書は22ページをご覧ください。
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の「利用権貸借」について、
ご説明いたします。
今回の利用権貸借の案件は6件です。
1件目は、●地区の●●●●さん所有の●●第●●地割字●の田3筆
と畑1筆合計18,235㎡を、●●●●地区の●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
と賃貸借するものです。再設定の案件となります。
2件目は、●●地区の●●●●●さん所有の●●字●●の畑1筆と田2筆合計3,737
㎡を、同地区の●●●●●さんと使用貸借するものです。
3件目は、●●地区の●●●●●さん所有の●●字●●の畑1筆837㎡を、同地区の
●●●●●さんと使用貸借するものです。
4件目は、●●●地区の●●●●●さん所有の●●字●●●の畑1筆
1,314㎡を、●●●地区の●●●●●さんと使用貸借するものです。
5件目は、●●●の●●●●●さんと●●●地区の●●●●●さんの共有地である●●
字●●●●の田2筆2,048㎡を、●●●地区の●●●●●さんと賃貸借するものです。
6件目は、●●地区の●●●●●さん所有の●●字●●の畑1筆837㎡を、●●地区
の●●●●●さんと賃貸借するものです。
ここまで2番から6番は、新規の案件となります。
利用目的、賃借料等はお目通しください。
以上となります。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 **【「なし」の声】**

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 **【「異議なし」の声】**

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。
議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定につい
て」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員です。
よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定
について」は原案のとおり決定いたします。

議 長 **《日程第 7》**

議 長 次に日程第7「議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
の決定について」を議題に供します。
この案件は、座席番号20番の端坂推進委員が利用権を受けるとなりますので、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

議 長 **【20番 端坂推進委員 退席】**

議 長 事務局より議案の説明を求めます。

議 長 **【主幹 挙手】**

議 長 松尾主幹。

主 幹 : 議案書は24ページをご覧ください。
●●●の●●●●さんと●●●地区の●●●●●●さんの共有地である●●字●●●
の畑1筆2,335㎡を、●●地区の●●●●●さんと賃貸借するものです。
新規の案件となります。
利用目的、賃借料等はお目通しください。
以上になります。

議 長 : 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。
【4番藤岡委員 挙手】

議 長 : 藤岡委員。
4 番 : 参考までに教えていただきたいです。賃借料の出し方はどういうふうに出しているの
ですか。
【主幹 挙手】

議 長 : 松尾主幹。
主 幹 : あくまで当事者間の取り決めになります。例えば1筆を10,000円で貸したいという
場合、面積で割り返すと端数が出たりします。
一反歩2,000円と決めた人は、単価に2,000円と表示しています。
【4番藤岡委員 挙手】

議 長 : 藤岡委員。
4 番 : わかりました。
議 長 : 他にございませんか。
【「なし」の声】

議 長 : ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
【「異議なし」の声】

議 長 : 異議なしと認め、採決に移ります。
議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定につい
て」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
【挙手全員】

議 長 : 挙手全員です。
よって、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決
定について」は原案のとおり決定いたします。
端坂推進委員は入室してください。
【20番 端坂推進委員 入室】

《日程第8》

議 長 : 次に日程第8「報告第1号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理につい
て」を議題に供します。
事務局より報告事項の説明を求めます。
【主幹 挙手】

議 長 : 松尾主幹。
主 幹 : 議案書は25ページをご覧ください。
農地法第6条第1項の規定による報告書を受領しましたので、ご報告いたします。
届出日は令和3年5月20日に「●●●●●●●●●●●●」から受理したもので、事業

年度は令和2年3月1日から令和3年2月28日までの、1年間です。

農地所有適格法人の要件として4つございますが、まず一つ目の法人形態としては特例有限会社、二つ目の事業要件につきましては、売上高の過半が農業であること。

それから三つ目の構成員要件であります。農業関係者の議決権が総議決権の2分の1を超えていること。最後に四つ目の業務執行役員要件ですが、役員の過半が常時従事者であり、そのうちの1人以上が農作業に従事していることが要件になっておりますが、いずれも適合すると認められるものです。

以上になります。

議長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長

ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第9》

議長

次に日程第9「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長

松尾主幹。

主幹

議案書は26ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知書を2件受理しましたので、ご報告いたします。

今回の案件は、中間管理機構である岩手県農業公社を通して貸し借りをしていた農地でしたが、河川工事のため、その農地を県に売り渡したことによる合意解約となります。

農地の所在は、●●第●●地割字●●の畑1筆550㎡で、●●●地区の●●●●さん所有の農地を岩手県農業公社を通して、●●地区の●●●●さんが賃貸借していたものです。解約成立日は、令和3年5月19日となります。

以上となります。

議長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長

ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第36回総会を閉会いたします

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和3年6月30日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____